

奈良県訓令第九号

各部課室  
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第四条第二項中「法務文書を担当する総務部理事又は総務部次長」を「総務部長」に改める。

別表の本庁における記号の表総務部の項中「デジタル戦略課」を「デジタル戦略課」を「デジタル戦略課」に改める。

デジタル戦略課  
デジタル管理室  
に改め、同表文化・教育・くらし創造部の項中「なら歴史」

芸術文化村整備推進室  
に改める。  
大和構想推進室

別表の出先機関における記号の表中  
奈良県自動車税事務所  
なら歴史芸術文化村  
を「奈良」

奈良自動車税事務所  
に、  
奈良県立美術館  
を「奈良」

県立美術館  
歴史芸術文化村  
に改める。